

浄水場整備等に係るPPP手法導入に向けた事前検討業務 仕様書

1 目的

本業務は、PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）に基づき、西讃浄水場整備事業及び東部浄水場増強事業の整備とともに、これらの浄水場を含む企業団が管理する浄水場の運転・維持管理について、ウォーターPPPを見据えてPPP/PFI手法が導入可能であるかを調査し、最適な手法及びそれを用いた事業スキームを決めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 浄水場整備等事業の事業スキーム等の設定

西讃浄水場整備事業及び東部浄水場増強事業、並びに企業団が管轄する浄水場の運転・維持管理（先述の浄水場を含む。）について、以下の事項を確認し、事業スキームを実績等から設定する。

①事業スキーム選定における確認事項

- ・西讃浄水場整備事業は、三豊市に計画浄水量 36,550m³/d の浄水場を新たに整備する事業。整備位置、浄水処理方法を検討する基本検討業務は本業務から除く。
- ・東部浄水場増強事業は、既存の東部浄水場の計画浄水量 105,100m³/d から 126,300m³/d に増強整備する事業。「東部浄水場増強等基本検討業務委託」を業務委託し、現在検討中である。
- ・現状の企業団の課題整理
- ・事業の規模、更新費用及び実施時期
- ・現状の運転管理・保全管理等の形態及び維持管理業務委託（委託範囲・期間等）
- ・運転・維持管理の対象施設は、上記の整備する浄水場と、現在業務委託している「浄水施設等運転管理・維持管理業務」、「豊中町・樋盤・汐木浄水場施設等運転監視・点検業務委託」の対象施設とする。

注)「令和7年度水道分野におけるウォーターPPPのガイドライン（仮）改定及び官民連携等基盤強化支援業務」において検討した内容の再確認を含む。

上記を踏まえ、以下に示す施設整備条件及び運転・維持管理条件を整理する。これらの条件は、可能な範囲で主要な内容を整理する。

②整理する諸条件

- ・施設整備条件：対象施設の能力、原水水質と浄水水質目標、浄水・排水処理方式（想定）など、上記、基本検討業務で行う内容を含めて整理する。
- ・運転・維持管理条件：対象施設の委託業務範囲（運転管理、保全管理、補修・修繕、

ユーティリティ調達、災害・事故対応等)。

(2) 民間事業者の意向調査（マーケットサウンディング（第1次）^{*1}）

○目的：(1)において設定した事業スキーム等を民間事業者に提示するとともに、それに対する民間事業者の参加意欲を把握し、民間事業者がより参加しやすい条件を見出す（意向調査を適切に行い、設定する事業スキーム等に反映させることで、対象事業の事業性・競争性を向上させることができるとともに、行政内部だけでは考えられなかったアイデアを引き出す。）。

具体的な調査方法については、受託者からの提案及び企業団との協議によるものとし、以下は、想定している調査方法を記載している。

○調査対象企業：PPP手法による水道施設の建設及び維持管理の実績から選定

○調査方法：アンケート調査を実施し、その回答を基にヒアリング調査を実施

○調査内容：・対象施設・事業スキーム等（事業方式、施設整備等条件、維持管理条件等）
について、妥当性、課題及び希望

・事業スキーム等に関する提案

・事業スキームによるコスト削減の見込み

○調査結果のまとめ：事業スキーム等に対する課題、希望及び提案等を整理（3における事業スキーム等の見直しに反映）。

注）*1 基本設計の結果を踏まえて行う導入可能性調査のマーケットサウンディングに対し、概略の施設整備条件等を基にマーケットサウンディングを行い、初期の段階でできる限り適切な事業スキーム等を定める。

(3) 事業スキーム等の決定

○(1)において設定した事業スキーム等について、(2)の意向調査の結果を踏まえて見直し、事業スキームを決定する。

○上記、見直しされた事業スキームについて、PPP手法導入のスケジュールを作成する。
以下は、主な項目を記載する。

- ・要求水準、リスク分担の策定
- ・導入可能性調査
- ・実施方針の策定・公表
- ・特定事業の選定・公表
- ・事業者の募集・選定
- ・契約・事業開始

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 履行方法

受注者は、本業務に基づいて行った助言や検証等により作成した資料、検討書、調査等の結果等について取りまとめ、成果物として発注者に提出する。

納入物：[1] 打合せ、相談に対する助言にかかる記録

[2] 各種検討資料、調査等の結果報告書等

※ [1] 及び [2] について、A4版用紙2部及び電子媒体を格納したCD-R等
1枚

納入期限：[1] 打合せ、相談に対する助言後速やかに

[2] 令和9年2月26日

納入先：香川県広域水道企業団 基盤強化推進課

電子媒体による納入物は、原則として新品を使用し、発注者が指定するソフトにより納入すること。また、次のとおりウイルス対策を施すこと。

- (1) ファイルを電子媒体に格納する前にウイルスチェックを行う。
- (2) ウイルスチェックの結果、ウイルス感染がないファイルのみを電子媒体に格納する。
- (3) ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用しなければならない。また、最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。
- (4) 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記しなければならない。

5 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後、提出図書一覧表に記載の書類について、指定期日までに、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受注者が、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

6 業務計画書

受注者は、業務計画書について、次の項目を記載しなければならない。

- (1) 業務概要

- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 連絡体制

7 再委託

- (1) 受注者は業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、受注者が委託しようとする委託者の名称、業務の範囲、理由、その他発注者が必要とする事項を書面による承認を得たときは、この限りでない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、「再委託承諾申請書」により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、香川県広域水道企業団物品等の買入れ等に係る指名停止等措置要領に基づく停止措置期間中の者、又は同要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行に際し、公正な業務の執行に関して関係法令等を遵守するとともに、関係職員に周知徹底しなければならない。
- (2) 受注者は、第三者の著作物を利用する際は、当該第三者の著作権を侵害しないようにすること。
- (3) 受注者は、本業務の履行において取り扱う情報について、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的には使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の履行にあたっては、日本語に堪能（通訳が確保できれば可）な者を従事させなければならない。
- (5) 契約の金額は、本業務に係る助言、文書作成、会議の参加等に要する交通費その他を含めた一式の金額とする。
- (6) 本業務の具体的な業務の進め方及び本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

提出図書一覧表

名称	様式	提出部数	提出時期	備考
業務責任者届	任意	1	契約締結後 14日以内	
業務責任者変更届	任意	1	随時	変更がある場合のみ。
業務工程表	任意	1	契約締結後 14日以内	
業務計画書	任意	1	契約締結後 14日以内	
再委託承諾申請書	任意	1	随時	
再委託業者通知書	任意	1	随時	発注者が再委託を承諾した場合のみ。
業務委託完成届	任意	1	業務完成時	